

00242

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 昭和四十七年六月及び七月の豪雨等についての特別被害
地域の区域の指定

普通母樹林の指定の解除

解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の認可

土地区画整理事業の認可

◆公 告 昭和四十七年度鳥取県行政書士試験の合格者

鳥取県告示第八百三十九号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
(昭和三十年法律第二百三十六号) 第二条第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和四十七年六月及び七月の豪雨等についての特別被害地域の区域を指定する。

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

区 分	市町村名	旧市町村名	農業関係	
			一般農業者	
	倉吉市	灘手村	大栄町	
	米子市	大誠村	由良町	榮村
	和田村	彦名村	大篠津村	
大高村	富益村			

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	面積	所有者等の住所及び氏名
四十六一 三十四	昭和四十七年十月二十七日	すぎ	日野郡日南町大字○・○八 宮内七二六ヘクタール	日野郡日南町大字宮内 入沢林業株式会社	

鳥取県告示第八百四十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百四十三号

昭和四十七年八月三十日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（本高地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十七年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に

鳥取県告示第八百四十四号

昭和四十七年三月三十一日付で倉吉市長から申請のあつた横手地区の換

基づき、花見東郷土地改良区の款の変更を昭和四十七年十月二十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十七年十月三十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができるもの。

鳥取県告示第八百四十五号

次の一の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 許可番号
昭和四十七年四月十三日・鳥取県指令受都計第百六十号
 - 二 開発区域に含まれる地域の名称
境港市福定町字竈津向一八一四の六
 - 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市末広町二〇
- り告示する。

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

取締役社長 坂口允彦
山陰石油株式会社

鳥取県告示第八百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称
米子市

二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画公園事業 二・二・八西福原公園

三 事業施行期間
昭和四十七年十月二十七日から昭和四十八年三月三十日まで

四 事業地
米子市西福原地内

五 事業者
米子市

六 事務所の所在地
末恒団地第一土地区画整理事業

七 施行者の住所
昭和四十七年十月二十一日

八 事業年度
鳥取市東町一丁目三百十九番地
昭和四十七年度及び昭和四十八年度

九 公告の方法
鳥取市東町一丁目三百十九番地鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第四条第一項の規定に基づき、末恒団地第一土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称
鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間
昭和47年10月27日

鳥取県知事 石 破 二 朗

三 施行地区
昭和四十七年十月二十七日から昭和四九年三月三十一日まで
鳥取市三津字西傍示ノ堀、字西傍示ノ式、字鳥打場ノ二、字東沢一及び字山崎並びに伏野字焼山ノ一、字河原ノ二、字内河原、字深沢、字清水谷及び字沖田ノ一の各一部

四 土地区画整理事業の名称
末恒団地第一土地区画整理事業

五 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

六 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

七 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

八 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

九 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

十 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

十一 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

十二 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

十三 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

十四 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

十五 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

十六 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

十七 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

十八 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

十九 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

二十 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

二十一 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

二十二 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

二十三 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

二十四 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

二十五 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

二十六 事務所の所在地
水谷及び字沖田ノ一の各一部

00047

第4388号 (第三種郵便物認可)

5 昭和47年10月27日 金曜日

報 公 県 取 鳥

小椋 洋 遠藤 鉄博 杉浦 哲郎 下宮 勇 佃 稔
 下吉 一男 野口 一 銀杏 真 徳田 光哉 大野 忠生

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和47年10月27日から6箇月以内に申し出してください。

昭和47年10月27日

米子児童相談所長

金品の名称	種類	数量	金額	児童が金品を所持するにいたった経緯
現金	5,000円札	1枚	5,000円	昭和47年9月15日喜多原学園に入所中の児童が、同所に入所中の他の児童と共にうえ無断外出し、大阪方面へ行く予定で途中駐車中の自動車の中から窃取したもの